

会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第38条第2項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(維持会員)

第2条 公益財団法人三鷹国際交流協会(以下「協会」という。)の趣旨に賛同する者は、年齢・性別・国籍・居住地等は問わず、維持会員となることができる。

2 維持会員は、ボランティアとして協会の事業に参加し、事業の運営、実施に積極的に協力を行うものとする。

(賛助会員)

第3条 協会の活動に対し、会費をもって賛助する団体及び個人は、賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)を協会に提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、入会するときに年会費を納付し、以後毎年度年会費を納入しなければならない。ただし、新たに維持会員となった者で、当該年度の終了まで6カ月に満たないときは、初年度に限り2分の1の額とする。

2 年会費は、会員種別に応じて、次のとおりとする。

(1) 維持会員

ア 一般 1口 3,000円

イ 学生 1口 1,000円

(2) 賛助会員 1口50,000円

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(維持会員報告会)

第6条 協会は、維持会員を対象に、年間の事業計画及び活動の報告を行うため、毎年1回維持会員報告会を開催する。

(情報提供等)

第7条 維持会員には、協会活動への積極的な参加を促すため、機関紙等を定期的に送付する。

2 賛助会員には、協会活動への理解や年間事業の計画及び実績等を報告するため、予算書及び決算書を送付するとともに、機関紙等を定期的に送付する。

(会費の使途)

第8条 第5条の会費は、当該年度の会員に対する情報の提供事業等、公益目的事業に使用する。

(退会)

第9条 会員が退会するときは、退会届(様式第2号)を協会に提出しなければならない。

(除名)

第10条 理事長は、次の事由により会員を除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、当該年度中に会費を納入しなかったとき。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入 会 申 込 書

私は、協会の趣旨に賛同し、入会します。

公益財団法人三鷹国際交流協会理事長殿

年 月 日

住 所(所在)

氏 名(名称)

様式第2号（第9条関係）

退 会 届

私は、都合により退会します。

公益財団法人三鷹国際交流協会理事長殿

年 月 日

住 所(所在)

氏 名(名称)
